

平成23年 第3回

猪名川上流広域ごみ処理施設
組合議会（臨時会）会議録

平成23年10月24日開会

平成23年10月24日閉会

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

目 次

◎応招議員	1
◎審議結果	2
◎第1日会議録（10月24日）	
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席を求めた者	4
○事務局職員	4
○議事日程・付議事件	5
○会議の顛末（速記録）	6～35
----- 開 会 -----	
議長あいさつ	6
管理者あいさつ	6
議員の出欠報告	7
----- 開 議 -----	
諸般の報告	7
日程第1 議席の指定	7
日程第2 会議録署名議員の指名	7
日程第3 会期の決定	7
日程第4 副議長選挙	8
日程第5 議案第4号	9
日程第6 議案第5号	27
管理者あいさつ	34
議長あいさつ	35
----- 閉 会 -----	

+

第 3 回 猪名川上流広域ごみ
処理施設組合議会（臨時会）

応 招 議 員

審 議 結 果

+

心 招 議 員

1番	仁	部	壽	夫	2番	梶	田	忠	勝	
3番	宮	坂	満	貴子	4番	久	保	義	孝	
5番	谷		義	樹	6番	美	谷	芳	昭	
7番	多	久	和	桂	子	8番	鈴	木	光	義
9番	黒	田	美	智	10番	平	岡		讓	
11番	中	植	昭	彦	12番	竹	谷		勝	
13番	肥	爪	勝	幸	14番	平	井	政	義	
15番	永	並		啓	16番	松	田	敬	幸	
17番	福	西		勝	18番	下	坊	辰	雄	

(18名)

+

+

審 議 結 果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果	備 考
議案 4	国崎クリーンセンター啓発施設の指定管理者の 指定について	23. 10.24	23. 10.24	可 決	
議案 5	平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合 補正予算（第1回）	23. 10.24	23. 10.24	可 決	

+

+

+

第 1 日 会 議 録

+

平成 2 3 年 1 0 月 2 4 日

◎ 出席議員

1番	仁部	壽夫	2番	梶田	忠勝
3番	宮坂	満貴子	4番	久保	義孝
5番	谷	義樹	6番	美谷	芳昭
7番	多久和	桂子	8番	鈴木	光義
9番	黒田	美智	10番	平岡	讓
11番	中植	昭彦	12番	竹谷	勝
13番	肥爪	勝幸	14番	平井	政義
15番	永並	啓	16番	松田	敬幸
17番	福西	勝	18番	下坊	辰雄

(18名)

◎ 欠席議員

+

◎ 説明のため出席を求めた者

管 理 者	大 塩 民 生
副 管 理 者	池 田 勇 夫
副 管 理 者	福 田 長 治
副 管 理 者	中 和 博
会 計 管 理 者	篠 木 満 司
事 務 局 長	杉 岡 悟
次 長	山 内 敬 之
兼 総 務 課 長	
施 設 管 理 課 長	大 上 肇

◎ 事 務 局 職 員

書 記	小 竹 温 彦
書 記	住 野 智 章

◎ 議事日程・付議案件

日 程 番 号	議案番号	議 案 名
1		議席の指定
2		会議録署名議員の指名
3		会期の決定
4		副議長選挙
5	4	国崎クリーンセンター啓発施設の指定管理者の指定について
6	5	平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第1回）

+

◎会議の顛末（速記録）

開 会 午前10時00分

○議長（梶田忠勝君） 平成23年第3回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会臨時会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

紅葉の始まりを告げるニュースも聞かれ、好季節となりました。ここ、国崎クリーンセンター周辺でもようやく色づいてまいりました。

本日、議員各位にはお元気で御参集いただき、まことに喜ばしい限りでございます。本臨時会は、副議長選挙、国崎クリーンセンター啓発施設の指定管理者の指定、並びに平成23年度補正予算を審議する重要な議会であります。

議会の議案の内容につきましては、後ほど管理者から説明がございしますが、議員各位の綿密周到的な御審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

本議会の御審議に御精励くださいますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

初めに、猪名川町議会において10月6日に役員改選が行われ、新たに組合議員が選出されておられます。新たに選出された議員の皆さん、各自自己紹介をお願いいたします。

○1番（仁部壽夫君） 猪名川町の仁部壽夫でございます。私、この議会、初めての選出でございます。皆さんの御指導をいただきまして頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○13番（肥爪勝幸君） 猪名川町議会の肥爪勝幸でございます。初めて議会に出させていただきます。ごみについても勉強してまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○18番（下坊辰雄君） おはようございます。下坊辰雄でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 次に、管理者からごあいさつをいただきたいと思います。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日ここに平成23年第3回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず、御参会をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様方の御精励に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

本日の会議内容につきましては、副議長選挙、国崎クリーンセンター啓発施設の指定管理者の指定、

並びに平成23年度補正予算についてでございます。後ほど議題とさせていただきますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） まず、本日の議員の出欠を御報告いたします。

ただいまの出席議員数は18名、全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております印刷物により御了承願います。

まず、諸般の報告をいたします。地方自治法第121条の規定により、理事者の出席を求めていますので御報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（梶田忠勝君） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員は、現在着席していただいております仮議席を議席として、議長において指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（梶田忠勝君） 日程第2、会議録署名議員の指名であります。

議長において、4番久保義孝君、5番谷 義樹君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（梶田忠勝君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日24日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

しばらくの間休憩いたします。

(休 憩 10時07分)

(再 開 10時09分)

日程第4 副議長選挙

○議長（梶田忠勝君） 次に、日程第4、副議長選挙であります。

あらかじめお諮りいたします。

副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

猪名川上流広域ごみ処理施設組合副議長に、下坊辰雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました下坊辰雄君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。

よって、下坊辰雄君が副議長に当選されました。

下坊辰雄君が議場におられますので、本席から組合議会会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

副議長から当選のごあいさつをお受けいたします。

下坊辰雄君。

○副議長（下坊辰雄君） ただいま、皆さんの推挙をいただきました副議長の下坊辰雄でございます。

何分にも初めてではございますが、皆さんの温かい御指導と御鞭撻をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

日程第5 議案第4号

○議長（梶田忠勝君） 日程第5、議案第4号、国崎クリーンセンター啓発施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する当局の説明を求めます。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） ただいま上程されました議案第4号、国崎クリーンセンター啓発施設の指定管理者の指定について説明をいたします。

本案は、国崎クリーンセンターの啓発施設の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

詳細につきましては、事務局長のほうより説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長、杉岡悟君。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、引き続き議案第4号、国崎クリーンセンター啓発施設の指定管理者の指定について御説明させていただきます。

議4-1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、管理を行わせる公の施設の名称でございます。国崎クリーンセンターの施設のうち、（1）リサイクルプラザ啓発施設、（2）焼却施設、リサイクル施設の見学者通路と（3）多目的広場、（4）自然学習ゾーンであります。

次に、指定管理者となる団体の名称等は、東京都千代田区紀尾井町3番23号、株式会社トータルメディア開発研究所でございます。指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、指定管理者候補法人等として選定いたしました経緯について御説明申し上げます。

今回の国崎クリーンセンター啓発施設に係る指定管理者候補法人等の選定につきましては、資料1の募集要項、資料2の運営仕様書、資料3の施設調書により、本年6月1日から6月30日までの1カ月間、施設組合広報紙並びにホームページを通じて公募を行いましたところ、現在の指定管理者でございます株式会社トータルメディア開発研究所の1社からの申請がございました。同法人からの事業運営計画等につきましては、資料4のとおりでございますが、計画では、これまで培ってきた実績とノウハウをベースに「ごみ」と「里山」を通じた自主事業を充実させるとともに、研究機関や企業、大学、地域住民との連携をさらに深めることとしております。

また、計画における指定管理料は、販売等による独自財源の確保により、毎年逓減を図り、最終年

+

度であります平成28年度においては、今期より60万円経費を縮減し、6,810万円としております。

この経費縮減に加えまして、施設組合のホームページとの統合作業や多目的広場の施肥や目土やりなどの管理業務、イベント時におけるシャトルバスの運行を新たな指定管理者の業務としたため、その分が施設組合全体としてのさらなる経費縮減となっております。

次に、候補法人等の選定を適正に行うため、猪名川上流広域ごみ処理施設組合指定管理者選定委員会を設置し、候補法人等の選定について諮問を行いました。

選定委員会では、提出された事業運営に関する計画書及び経営管理に関する計画書、事業収支計画書などの関係書類及び同法人からのプレゼンテーションに基づき面接を行い、選定基準をもとに審査した結果、同法人が指定管理者候補法人等として適任であるとして、資料5のとおり選定委員会より答申をいただきました。

答申書では、「当啓発施設は、消費社会の象徴の一つであるごみ処理施設と循環型社会の一つの象徴である里山という2つの対照的テーマを切り口とする全国的にも大変ユニークな施設であることから、その潜在能力を十分に活かした事業を積極的に展開することにより、ここでしかできないオンリーワンの啓発施設として、今後、広く認知され発展していくことを大いに期待しているところである。」との総評をいただいております。

選定委員会における答申等を踏まえ、同法人は、これまでの啓発施設の運営実績に対する評価に加え、施設の管理運営に対する熱意、意欲が高く、利用者ニーズをサービスに結びつける積極的な姿勢があるなど、指定管理者として適任であると考えられますので、同法人を指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、選定委員会の委員の名簿を資料6としてお示しさせていただいております。

以上で、国崎クリーンセンター啓発施設の指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

黒田議員。

○9番（黒田美智君） 何点かお聞きしたいと思います。

まず1点目、指定管理者の募集要項も資料としてつけていただいておりますが、応募が何社あったのかということの確認。

それから、指定管理者制度というところで、国崎クリーンセンターとして初めての3年間という部分が終わりました。それで、指定管理者そのものが3年ないし5年で変えていきたいと思いますというところ

で、今回5年という形をとられているというところで、3年ではなくなぜ5年にしたのかというところの説明をお願いしたいのと、もう一つは、国崎クリーンセンターの啓発施設として、多目的広場を利用した利用料についても事業主さんのほうにというような形になっていますが、過去3年間はなかなか造成の状況がうまくいわずに使用ができなかったという経過がありますので、今現在の多目的広場の状況を聞きたいのと、過去3年間で単年度でどれくらいの利用料の収入があったのか。

それから、利用料の収入と指定管理者料との兼ね合い、そのあたりがどのように整理されてきているのかという部分と、それから、資料の中で資料5のところ審議内容のところ、3年間連続して赤字決算になっているという状況で、親会社が大丈夫だからというような部分がかかれていますが、赤字の原因とされるものがどのように考えておられるのか。今後、改善の方向にあるとおっしゃいますが、先ほども行事のときのバスの運行等々、もっとやっていこうというようなことがあったんですが、一定それにも経費がかかっていくということですから、そのあたりの収支バランス。きっとほかの要因もあると思いますけれども、やっぱり民間の企業ですので、赤字でいいわというようなことでは全くなっていけないと思いますので、今後5年間の黒字の見通し等々の部分についてお聞きしたいと思います。

一応、以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 何点かお尋ねいただいておりますが、その部分でございますが、まず、何社応募があったのかという点でございますが、これは1社でございます。局長のほうも御説明申し上げましたが、ホームページのほうで、広報のほうで公募を行いまして、事前の動きといったしましては、複数社動きが耳に入ってまいりましたが、結果としては現在の指定管理者のみの応募となったところでございます。

次に、指定期間のほうでございます。1期目が3年で2期目が5年と考えた理由という部分でございますが、1期目につきましては、指定期間を3年ということで施設をオープンした当初ということでもございました。今期に当たりましては、指定管理者の指定、運営のノウハウを活用して、一定の成果を得ていくためには5年が適当であろうかと判断したところでございます。他事例におきまして、本施設同様の人的サービス、あるいは事業企画中心の施設におきましては、5年とされているところが多いところでございます。

次に、啓発施設の多目的広場の利用料の関係でございます。指定管理者におきましては、利用料金制を採用することもできるわけでございますが、今回、1期目も含めまして、私ども利用料金制のほうは提案の中、募集要項の中には入れておりません。と申しますのが、一つは多目的広場の利用の安定性というものが若干不安な部分がございますので、一定今期におきましては、利用料金制は導入しないと。したがって、使用料につきましては組合の収入にするという形にいたしております。

あと、多目的広場の現状でございますが、ことしの7月から貸し出しを行っております。少年サッカー等の利用が多いわけでございますけれども、比較的安定的に利用できていると思っております。懸案でございました水はけの部分におきましても改善しております、相当大きな雨が降らなければ翌日には何とか御利用いただけてるのかなというようなのが現状でございます。

それから、4点目の資料5の部分でございました赤字決算の部分でございます。実はこれ、株式会社トータルメディア開発研究所としての赤字でございまして、啓発施設の分につきましては収支バランスは一定とれているところではございます。

ただ、もともとトータルメディアという会社は、会社パンフレット等もちょっとおつけさせていただいておりますが、どちらかというと博物館の施設の企画、あるいは設計、そういったものをもともと本業とされてたところでございます。最近、なかなかハード物の整備という部分が比較的以前のような状況ではないということもございまして、経営的なところでここ3年につきましては赤字決算となられたというところでございました。

ただ、先ほどもちょっと議員のほうもおっしゃられました親会社の関係が大手の印刷会社でございまして、今回の指定管理者の応募に当たりましては、親会社のほうとも事前に確認を行いまして、連結決算のもと承認を得て実施しているということでございます。

また、トータルメディアにおきましては、指定管理、運営事業のほうにも乗り出そうとしているところもございまして、会社の見込みとしては、トータルメディア本体といたしましては、改善していくという一定の方向性を示したところでございます。

審査会におきましても、そのあたりが議論になりまして、税理士等も交えて審査する中で、会社の申し出の部分、一定理解を示されまして、比較的安定的に運営できるのではないかと結論をいただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 一番最初するときにも話題になったことなんですけれども、ホームページに掲載されて何社かどうかなというふうに思われている。でも、残念ながら募集は1社のみということがあられるわけですね。その1社のみとされる、それこそやっぱり引く手あまたではないという状況は、何が原因とされているのかというところをどう総括されているのかというのが1点。

それから、もう一つは、造成の状況の部分では、指定管理料とはタイアップしていないのでというところは、ちょっと安心な部分ですが、逆にこの7月から多目的広場は市民・住民の方たちにオープンになっているんですが、7月からの利用状況で具体的にどれくらいの収入になっているのかがわかるようでしたら教えていただけますかというのと、もう一つは、少し中身としては違うんですけれども、先般から新聞に載っています事業者さんの裁判の部分等々も含めて、ここはとても難しい判断だ

と思いますけれども、自治体としては安いほうがいい、でも安ければいいというのではなくて、住民のサービスの安定という部分と、住民からの税金で支出をしているというところで、十分なお金がしっかりと使われているのかというところは、組合としてもとても大事な部分だと思うんですね。

先ほど言いました、赤字だ、もちろん株式会社として赤字というところで、この間ずっとそのことをお願いしたり担保してほしいということによって中身の一つとして、事業運営計画というものが出されていて、9ページのところにも人件費、労働条件ということがかなり明確に書かれています。単年度でも人件費の部分は数字も含めて書かれています。この人件費がきちんと担保されているのかというような状況を組合としてどのように担保をしようとしているのか。

これだけではありません。業務の中身についても、ここで書かれていますそれぞれの金額がどう透明性を持って担保され、きちんと支払われていくのかというところを、会計上も含めてどうしようとしているのか。それこそ、施設組合としての情報公開、市民からもしも何かあったときは情報公開として出されますし、その説明責任を求められていくわけですから、そのあたりのことをどう担保しようとしているのかをちょっとお聞きします。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） まず、公募に当たっての1社、これをどう総括するのかという御質問でございます。こちらにつきましては、実は選定委員会のほうでも御議論いただいたところでございます。1社のみでどう選定していくのかと。複数あれば、相対的に評価できるけれども、1社であればというようなところもございまして、結果的には実績を踏まえた上で評価しようという御議論をいただいたところでございます。

また、議員御指摘のように、1社しかなかったということに対しましては、選定委員会のほうよりも御指摘をいただいております。次期につきましては、例えば指定管理者公募サイトのようなものがございまして、そういうところに情報提供していくとか、そういったような改善をしていく必要があるという御指摘もいただいております。私ども、次期、議決いただきましたら5年後になってしまうわけですが、そちらにつきましては一定改善していく必要があると思っております。

それから、多目的広場の利用状況でございます。利用状況といたしましては、少年サッカー、先ほど申しましたように利用が多うございまして、大体1週間に1回というか、土・日曜日に御利用になっていただいているところでございます。

私ども、実はことしにつきましては、多目的広場はどちらかというと試運転期間という表現が適当かどうかわかりませんが、そういう形で考えております。と申しますのは、いつから貸し出しをするのか、いつまで貸し出しを終わるか——そういうスポーツ目的の利用でございますね、いつで貸し出しを終えるのか。また、どの程度の頻度であれば芝がストレスなく対応できるのかといっ

たところで、一定この1年間状況を見たいと思っていたところでございます。

状況につきましては、今のところ非常に安定的に利用できているところでございますので、来年につきましてはもう少し間口を広げて貸していきたいと思っているところでございます。

こちら日数でございますけれども、7月、8月、9月、10月になりますけれども、4カ月間で17日というのが今のところでございますが、次年度におきましては、もう少し広報、啓発に努めて、利用をふやしていきたいと考えているところでございます。

それから、この事業の従事している従業員との人件費等の確保、労働条件、そういったものの担保をどうするのかというところでございますけれども、こちらにつきましては、実は指定管理につきましては毎年度、事業実績報告書のほうを提出させております。そして、私どものほうも事務局といたしまして、指定管理者の監査を行っておりまして、一定その部分につきましては担保をとっていると考えているところでございます。

ただ、今回の選定委員会の答申書のほうにもございましたけれども、組合としてチェック機関を持つべきだろうというようなところも御指摘いただいているところでございますので、税理士等も交えまして、運営について検証できるような、そういう組織についても今後検討していく必要があるかと思っております。

御指摘いただいている、確かにそういった部分、私どもとしてもたくさんの税金をお預かりして運営しているわけでございますので、十分留意して運用してまいる所存でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 収入の金額のお尋ねがあったんですけど、その辺はどうなんですか。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 申しわけございません。1時間、全面の場合は2,000円なんですけれども、今ちょっと手元のほうには今年度の使用料の収入実績、ちょっと今持ち合わせておりません。申しわけございません。

○議長（梶田忠勝君） 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 1点すいません。選定委員会の議事録は、公開になっているんですかというのをちょっと確認をしたいのが1点。

それから、今も先ほど御答弁の中にも、組合としてチェック機関が必要なのではないかというような提案があったということなんですけど、それこそ組合から出されている議案や、それから予算・決算のときに私たち議会は、それこそそのことが本当に税金の使い方として適正であるか、適正でないかという判断をして、賛成・反対という立場をとるわけですから、何か質問をしたときに、よく適正な処理をされているという御答弁があるんですね。では、適切な処理という裏づけは何なんやということなんです。私たちはもちろん、だから帳簿上も含めてすべてチェックをしているというようなえ方で適正な処理なんだと。でも、実際には、年に1回の監査であつたりだとか、それも詳細に

ついてはとてもアバウトな部分があったりというのが、この間の経過の中であったりしたことがありますので、ぜひ、先ほども言いました指定管理料にするにしても、すべて住民からの大切な税金であるというところでは、民間企業のどうこうではなくて、施設組合という自治体としての責任が問われていくことになります。

ですので、例えば労働条件という話をしましたけれども、労働条件だけではなくて、すべての会計上の処理が本当に適正な処理ができているという裏づけにある、例えば領収書等も含めて、ちゃんと施設組合としてチェックをするべきだと思っていますし、そのことが施設組合として監査をされていかなければなりません。

そういうことが担保されているにもかかわらず、さまざまな事件等が起こってくるという時代の中で、いちごっこにならないように、そのあたりは住民に説明責任を果たしていくところを十分担保されるようなあり方を、ぜひ今回の部分でしていただきたい。

これは要望で結構ですが、真摯に受けとめていただいて、対策を早急にとっていただきたいと思います。いつも川西市に準ずるといふ形の御答弁があるんですが、もちろんいいものは準じていただいたらいいですし、施設組合として逆に先を走っていただいて、それぞれの自治体にお手本になるようなあり方も含めてやっていただきたいというふうに、これも要望として出していきます。

それから、多目的広場の部分については、うんとこの施設が建設されるときに、どちらかというところから始まりで始まったグラウンドの使用だったんですね。それが、残念ながらやっとな試運転の期間かなというような状況がありますので、もちろん使えばええという形とは思っていません。やっぱり、しっかりと整備もしていただいて、そして全面的に使えるということになれば、しっかりと住民の方たちにPRもしていただいて、いい運用になっていただく。もとの住民の方たちが希望されている、期待をされているグラウンドですので、そのあたりのところはしっかりと運用をしていただきたいというふうに、これも要望で結構ですので、すいません、最初の部分だけ御答弁お願いします。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 先ほどちょっと御答弁の中で、議事録の公開の分、ちょっと漏れておりまして申しわけございません。

実は、選定委員会3回開いております、1回目については既に公開しております。2回、3回につきましては、今回、議決をいただきましたら公開する予定で今準備しているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 私は、この当該施設は、住民または外に向かって啓発広報の意味を含めた働きをするというものと理解していますけれども、この施設において、この事業者が行っていくとい

うことの中に、啓発施設でのイベント、それから見学希望者に対しての配慮というところがあるんですが、その二つについてお尋ねしたいと思います。

啓発目的で行われるイベントに対しての参加者の状況ですね。前もって一つのイベントを計画する場合には、大体の参加者の人数というものを想定して行われると思いますが、その想定に対してどの程度の、何%ぐらいの参加者がいつもいるのかというところが気になる場所ですので、その点をお答えいただきたい。特に、最大の参加者が来られた、最大の部分と最小の部分、その人数についてお聞かせください。

それから、見学について、見学は非常に学校関係が多いと思いますけれども、学校関係は多分1市3町、この地域の学校の参加、見学だと思うんですけども、それ以外のところからあったかどうかということが一つ。

それから、また学校関係以外、自主的に参加に来られる団体というものがありましたら、それは年間どれぐらいの数があるかどうかということをお教えください。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） イベントの参加の状況でございます。実は、トータルの相対的な数といたしましては、実は1年目より2年目、2年目より3年目という形で総トータルは伸びてきているのが現状でございます。21年度は1万2,242人、22年度が1万3,347人、そして23年度でございますが、9月末でちょうど半分でございますが、7,536人ということでございますので、毎年毎年、利用者人数というのは伸びてきておまして、この啓発事業というのが一定定着して、さらに次のステップを目指していつて状況があるのかなと理解しているところでございます。

過去の利用状況でございますけれども、22年度の事業報告書の中で一番多いのが秋のイベントでございますとか、そういう啓発施設全体として複数のワークショップを重ねたり、ファミリーマーケットを重ねたり、そういうので集中してイベントを展開しているのが春・夏・秋・冬とございます。その中で秋のイベントが2,433名という形で一番利用が多かったところでございます。

ことし、ちょっと数のほうは承知しておりませんが、例えば新しい企画として、夏には昆虫館という形で人博と連携して、お子さん方を対象としたイベントなども行いました。あれも非常に人気があったのかなと思っております。毎年同じ形ではなくて、いろんなことを企画しながら提案していつておりますので、啓発施設いろいろ試行錯誤しながら、工夫を加えながら、我々としては期待した形で運営を方向性としては持つていつていて、さらにこの力、方向性を強く私たちもバックアップして、もっと広い啓発事業ができるようにしたいと思っておりますのが次の5年間でございます。

そして、参加者の関係でございますが、小学生以外の参加者といたしましては、自治会とかコミュニティで見学いただいているケースも非常に多うございます。川西市の事業と連携してお見えになる

方もおられますし、あるいは、それとは別にお見えになる方も、グループで組んでお見えになる方も現状としてはおられるところがございます。

また、視察の中ではこの施設、非常に新しい施設でございますので、自治体からの視察も非常に多うございまして、月に一組は大体お見えになるようなところはございます。

御指摘のように、私ども施設そのものは全国でトップレベルの施設を持っていると自負しているところございまして、そのトップレベルの焼却施設にさらに啓発施設としてもトップレベルの啓発施設になり得ると思っております。そういった背景といたしましては、里山というのも一つのファクターだと思っておりますし、そういったことでいろんなことを輻輳的に絡めながら、持っているポテンシャルをさらに高いものにしていきたいと考えているところでございます。

さきにも申し上げましたけれども、次の5年間というのは、そういった年にしていく必要があるかと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） ありがとうございます。

現在までの啓発施設の動きというのは、非常に優秀な内容であるとの御答弁だったんですけども、見学というものは施設が古くなるにつれてだんだんと、子供たちがごみ処理についての知識を広めるという意味では、年々あると思えますけれども、対自治体からの見学、または地域の自治会、コミュニティなどからの見学というのがだんだんと数が減ってくるのではないかと。私の住まいする自治会においても、コミュニティにおいても、見学を行ったんですけども、1回行ったらいいやんというふうな、そういうことになってきます。

でも、年々歳々、役員さんはかわられるわけですから、そちらのほうにも働きかけをして、また、見学した後の感想、必ず残していけますよね。ですから、そういうものについてもバックアップデータとしてよそに出していけるような内容にしていただきたいと思います。

といいますのは、川西市の中でもまだ分別、収集に関する分別の状況などが思わしくないと思っていますので、こちらからのさまざまな発信をしていただきたい。それには、やっぱり施設を見ていただきたいと思うんですね。ですから、そのところにも今後、施設見学についての呼びかけというようなものにも力を入れていただきたいと思いますので、その点要望させていただきます。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

永並議員。

○15番（永並 啓君） 私も1社しか応募がないということは、非常にマイナスなことだと考えております。1社だとアイデアも硬直化してしまいますし、この費用というものが比較できませんから、

適正かどうかというの判断もはっきりつかない。この事業とかが気に入らなくても1社しかありませんから、変えるということも事業の撤退につながりますので、なかなかできないということも上げられます。

選定委員会が審議されていますけども、やっぱり1社だけの評価なんで、何とかここを認めようというような記載に見えてくるんですね。先ほども御指摘ありましたが、3年連続赤字だけ、親会社がかいから大丈夫だろうと。今の社会状況を見て、さらに指定管理の期間を3年から5年に上げる。不安ではないというふうを感じる側面もあるんですね。

また、実績ここに書いてますけども、これもうのみにせざるを得ないんですね。おもちゃをリユースするかえっこバザールとか、ごみをアートに活用する取り組み等を例に挙げ、創意工夫がされているというふうに書かれていますけども、今の時代ネットオークションが盛んになっていますから、おもちゃのリサイクルは当然のことですし、ごみを用いたアートの取り組みというのは、ごみの啓発にかかわっていない人が聞けば斬新に聞こえるかもしれませんが、ごみの啓発に取り組んでいるところの人であれば、同一線上にあるごみを用いたアートというものは、何の工夫もない発想なんですね。空き缶で何かをつくる、ペットボトルアートというものは、かなり前から行われていることですから、こういった創意工夫というものに乏しいと私は思うんですね。

そこで、募集方法というものを先ほど説明されましたけど、前回と比べて何か工夫をしたというか、そういった点があればお聞かせください。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 募集方法につきましては、私ども広報とホームページという形で実施しておりますので、前回と同じ形での公募になったというところでございます。

議員御指摘のように、先ほどの答弁と重なりますけれども、御指摘の分につきましては選定委員会でも御指摘いただいたところございまして、私どものほうもその部分につきましては、今後御指摘を踏まえて、どうしていくのかということ次回きちんと御説明できる形で準備していく必要があるかと反省しているところでございます。

1社しかなかったということで、相対的な評価が難しかったという点では、選定委員会でも御議論いただいたところございますので、重ねて私ども、次期に向けて検討材料にしていきたいと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 永並議員。

○15番（永並 啓君） ぜひとも、次のときには創意工夫を持って、いろんな形で募集をしていただきたいと思います。この会社のパンフレットを見ても、いろんな公共事業とか文化施設の発信というものをやっている会社なんですね。でも、ごみの啓発というものは、この会社では多分初めてなのか

など。ということは、多くのPRする会社、イベントを企画する会社が、ここの国崎クリーンセンターでこういう事業をしているということを知らないところのほうがほとんどじゃないかな。広報とホームページといたら、まずだれも見に来ませんよね。ここで何かそういうイベントをしているということがわかってたら、それに関連した広告代理店なりいろんなところが見に来る可能性もありますけど、そういった事業をしていることすら、この会社ですら初めて、多分ほかのところはないと思います。

そしたら、この次の5年間に、先ほど公募サイトというのをおっしゃられましたけど、公募サイトだけじゃなく、広告代理店とかPRする会社、いろいろあると思います。ほかにも日本全国博物館いっぱいありますから、その運営、ここだけがしてる、一手に引き受けているわけじゃありませんのでほかにもありますから、そういったところに、ここではこういった趣旨を目的で取り組んでいると、何とか新しいアイデアでこんなんしてくれませんかという働きかけというか、その結果、向こうの会社が応募してくるかどうか、それは向こうの都合ですよ。経営方針にあわないから応募しない可能性もありますけど、そういったことはこれから何社も5年かけて、本当に何十社回って、そういった発信をしてもらって、それで新しくどんどん本当に啓発できるような業者をセレクトできるような体制をつくっていただきたいと思います。要望です、お願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

平岡議員。

○10番（平岡 譲君） 若干、これからの部分ということで、確認等を含めて何点か質問させていただきます。

平成21年から3年間の事業評価として、次に向かうステップとして5年間の複数年契約ということとをされていくということなんですが、先ほどもるる御説明があったように、利用者人数等は伸びておるといところで、評価については選定委員会、あるいは事務局のほうも高い評価があり、事業内容についてはよしとしていった経過の説明があったところなんですけれども、5年の契約ということなんで、先ほども他の議員からも御指摘があったように、3年間がたちまして、次の5年間ということになりますと、施設等も老朽化をしていくと。啓発事業についてもいろんな創意工夫といふところでやっていかなければ、伸びもなかなか厳しくなってくるだろうというような予測があるわけございまして、5年間というスパンで物事を見ていくと、それなりに事業者の努力というのは、これはこれからどんどん期待をされつつ、評価をされていくところだと思うんですけれども。1年ごとの評価において、決算等でトータルメディアさんの事業内容、あるいは人数の入り、あるいは事業の再事業、そういったところを研さんはしていつているつもりなんですけれども、5年というスパンの中で、一年一年評価をしていく、そういった具体的なものを今後出していただきたいというふうに思うんですけれども、その辺はきっちりと具体的に出していただくことはできますかね。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 指定管理者に当たりましては、毎年度、事業終了後に事業実績報告書のほうをとっております。それにつきましては、当然お示しすることは可能でございます。

また、これはちょっと来年度以降の検討になりますんで、これから具体の部分について検討していくということですけど、PDCAを回していくという、指定管理者のほうもそう考えておりますし、私どものほうもそこをどうチェックしていくのかという部分が必要になってまいろうかと思っております。

現在、その部分につきましては、指定管理者の内部で啓発施設懇話会という外部の有識者を入れて行っているところでございますが、これは組合のほうで持つべきであろうという選定委員会の御指摘がございました。

したがって、今後の検討になりますけれども、そういった組織などを私どもの中で考えまして、一定そういったものも交えて。ある意味、今回、諮問に対する答申をいただいたような部分と同じような形で検証報告みたいな形でいただけるのかどうか、そういった仕組みは一定は考えていく必要があるかなと思っております。答申の御意見もございましたし、またそういった今の御指摘もございましたんで、私どもといたしましても、来年度予算に向けてどういったことができるのか、ちょっと考えていくつもりで思っております。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 平岡議員。

○10番（平岡 譲君） どうもありがとうございます。

何でこんなことを聞くかといのは、当初、啓発事業に関してどれぐらいのレベルで、どれぐらいの事業をしていくのかな。あるいは、啓発施設の予算について6,800万円ぐらい毎年かかっているというところで、それが本当にこの施設にとって、あるいは1市3町の住民にとって妥当であるのかどうかという、こういったところが当初問題になった経緯がございまして、一年一年それだけのものを5年間ですから、大きな形になっていくということなので、一年一年しっかりと研さんしていただいて、この施設における啓発施設については、年度年度、本当に必要性も踏まえて考えていくべきだと、そういうふうに思いますので、その辺のところはきっちりと事業者さんが1社ということなんで、頑張っておられるということはおかねがね伺っているところで、そういったところに私は問題点というのは現在感じておらないんですけれども、今後について、5年間という長いスパンがございまして、どれぐらいのところ、人数が減ってきたら、それなりの手だてをしてもいかなあかと、年度年度予算の組み方も踏まえて、しっかりと見ていていただきたい、そういうふうに意見だけ今回は申し上げておきます。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） ちょっと言い忘れてことができましたので。

啓発施設というのは、もともとは何のためにというところはあるんですけども、ここはすごくすばらしい自然を壊して一部施設をつくったもんですから、周辺環境を保護していくという部分もありますけれども、まず第一は、私はリサイクルというものを住民に知っていただくと、啓発していくということが主な仕事ではないかなと思っています。

そういう意味で、先ほど永並議員がおっしゃってましたけれども、おもちゃづくりとかアートづくりとかというのは、これはリサイクルではないと私は思っています。リユースにもならない。これは、一つの客寄せだと私は思っていますので、そういうことをして、もちろんごみを使ってそういうことを行っていくということは、一つのごみというものにかかわる遊びであるとは思っていますけれども、ただ、そういうふうにしてたくさんの人に来ていただいて、まず施設を見ていただく。ただ単に建物を見ていただいたりリサイクル部分を見ていただいたりということではなくて、ごみの処理にはこういう工程があるんだということを理解してもらいたい。その工程の中で、日々の私たちの分別がどのようにそれに貢献していくか、また、自分たちが住民としてどのようなリサイクルの視点を持たないといけないのかということを啓発するのがこの仕事だと思っています。

ですから、単にイベントを行うのが自分たちの仕事だと思ってもらっては困る。確かに、そのイベントをするということによって、たくさんの人に足を運んでいただいて、ごみの分別がいかにごみ処理について、周辺環境に及ぼす環境負荷、または、自分たちの生活にリバウンドしてくるそういう負荷があるかということを理解していただくのが、第一の役目だと思っていますので、リサイクルという部分をしっかりと来られた方に理解していただくことを行う仕事ですから、そちらのほうに重点的に力を入れてもらわないと困ると思っています。

今、その部分においては、私は壁面の部分なんかもっともっと充実させていく。リサイクルのプラスチックのみでなく、ガラスや鉄、それからその他不燃性の物に関しても、どのようなリサイクルが行われているかということを、あの部分で本当は展示していただきたいと思っています。

ですから、今度5年間を長いスパンでお仕事されるわけですから、その部分もしっかりと要望としてこの業者に伝えて、その部分をもう少し拡大していただくようお願いしていただきたいと思っています。

よろしく申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 黒田議員。

○9番（黒田美智君） すいません、1点聞き忘れましたので。

募集要項の2ページのところで、申請者の資格に関する事項というのが2番にあります。その（1）の応募資格の⑥、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律云々の部分なんですけれど

も、これは具体的にどのようなこととして担保されていくのかというところをちょっとお聞かせください。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） この⑥のところでございますけれども、基本的にはこういう部分につきましては、私ども直接情報は持ち合わせておりませんので、何らかの情報を入手した場合、対応するという形になってまいろうかと思っております。

警察御当局、あるいはその他の部分からそういった連絡等があれば、そういったところを対応していくという部分であろうかと思っております。今現在、その中で確認するんではございません。例えば、入札などでございましたら、指名登録等もございますので、そういった部分では担保されているのかなと思っているところではございますけれども、指定管理者につきましては、基本的に入札制度と若干ちょっと違いがございます関係上、今現在、今回の応募に当たりましては、直接これをもって何かを確認して事務を進めたという部分ではございません。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 黒田議員。

○9番（黒田美智君） とても難しい部分であるかなというふうに理解をしています。2行目のところに暴力団及びというところで、暴力団というふうに限定をされると、それなりのこととして情報として入ってくるという可能性はあるでしょうが、それらの利益となる活動を行う者というのがとてもややこしい部分だと思うんですね。そういう情報が入ってくるかどうかという部分。数年前に造成の部分だとか、それから建設の部分等で話題にしたことがある部分も、この議会でも情報提供させてもらった資料の提出というのは、警察のほうの暴対の刑事記録というのも出させていただいた経過があります。それでもなかなか施設組合としては動けない。民間企業としても動けないというような状況があったりするわけですね。

ですから、なかなか微妙な部分だと思うんですが、先ほども言いましたように、本当に住民の方たちの大切な税金の使途がどういうふうになっていくのかというところでは、確かに施設組合として万全の対策を行うということがどこまでいくのかというのは、私もよくわかりません。でも、そんなはずではなかったというようなことではなくて、しっかりと、この企業がと言っているではありません、この募集要項として、きっとこういう文言はどこにも入ってくるはずなんですね。ですから、大きな企業で余り問題はないかもわかりませんが、さまざまな施設組合として契約をしていくというときに、暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者というのが、とても微妙な言い方になっていきますが、そういうことがないことも含めて、かなりチェックを担保していかないと難しいのではないかと。いろんな企業や事業所さんの役員からおりてしまうと、そこで働いている、従事している者にそこにあつたとしても見つからないというような状況も出てきますので、そのあたりもチェックで

きるような担保をしていただきたいというふうに思いますので、今後、さまざまな委託契約が進んでいきますので、ぜひそのあたりのところをお願いをしたいと思います。要望で結構です。

○議長（梶田忠勝君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 今の黒田議員の質問の内容について、ちょっと今後について要望されたんですけども、私はそういう部分というのは、どのようなチェックの方法があるか、そういうものをお持ちでしたら、ちょっと教えていただきたいなと思っています。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 今回、この議案の分は指定管理者の部分でございまして、指定管理者、申請者のほうが出してきました書類の中で、会社の方針としてそういうコンプライアンスというんでしょうか、反社会的な者については、会社そのものも会社是として排除していくんだということは、資料として御提出いただいておりますので、この指定管理者につきましては、一定そういった部分については申請書等さまざま、総合的に勘案いたしますと、問題ないのかなと思っていますところでございまして、また、入札の部分もあわせての御質問等もございましたので、その辺につきましては、指名登録の部分がございまして、私ども組合だけでなく、そういった構成市町の指名登録等も活用させていただきながら、担保していく形になるのではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 入札・契約の時点でのそういうチェックの仕方というのは理解できましたけれども、その後、契約して業務に入られた。そのうちにコンプライアンスに抵触する部分が発覚したというような場合は、組合としてどのような処置をとられるんですか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） その事実をまず押さえることが一番大事だと思っております。その事実を押さえた上で、一定の私どもも説明できる物差しを持つ必要がありますので、そのあたりを十分審査いたしまして、事実をもとにどう対応するのかということを検討していくという形になるかと思っております。

したがって、今この場で、そういうことがあったらどうするのかというのは、若干ちょっと幅がある部分であろうかと思っておりますので、事実をもとに対応していくという考えでございまして、

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） と言われますと、現在のところ、その物差しに当たるもの、詳細な部分まである程度明文化されたものは持っておられないということなんでしょうか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 指定管理者に関しましては、今現在は物差しというものは設けておりません。そういう事態が生じましたら、議論を内部でいたしまして、そういったものが前例的な形で築かれていくのかなと考えているところでございます。

○議長（梶田忠勝君） 多久和議員。

○7番（多久和桂子君） 今回の指定管理について、私たちが議案で決議してしまったら、この指定管理の団体とか指定の期間というのは、5年間で決まってしまうと思います。だからこそ、少し慎重にならなければならないのかなという思いはするんですけども、指定管理を申し込まれたのが1社、そして1社ということは、比較するところもなくして評価もできないという状況の中で、今まで実績もノウハウもすべて備えてやってこられたので、ここに決めてもいいんだろかなという形で決まっていくならうと思います。

でも、自分の中で組合のほうがこれから次期に向けてしっかりと検討も進めていく。そして、啓発施設もさらに高いものにしていきたいというふうに言われました。でも、施設というのは老朽化もしてきて、頭の中でやっぱりマンネリ化というようなこともよぎってきます。そうしたときに、組合のほうが啓発施設をさらに高いものにしたい、組合としてのチェック機能も必要としているので、そういうものも設けて考えていきたいというのであれば、この5年間の指定管理の期間は少し短くして、3年でもいいんじゃないかなと思います。

今までも3年間でしてきた上に一年一年報告を受けながら、議会もしっかりチェックしながら認めてきましたので、これからも組合としてのチェック機能も、機関も設けていくのであれば、まずは今年度5年の期間を3年にされてもいいのではないかと思いますけれども、その辺について。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 先ほど、冒頭の部分で人的サービスでございますとか事業企画中心のこういう指定管理については、5年の他事例が多いというようなことは御説明したところでございますけれども、今、議員の御指摘の中で、そういう今の現状の中を踏まえて3年という部分の御質問でございましたが、私どもは指定管理者といたしましては、一定雇用の部分、それから人的な安定性、そういったものを踏まえていきますと、5年という期間というのは一定必要なかなと思っ

ているところでございます。ノウハウの部分もございますし、また、そういうネットワークというんでしょうか、一番これから求められていくのが住民の皆さんとの協働でございますとか、そういったところがこれから強めていかねばならないところだと思っております。その中では一定、幅のある期間がないと、なかなかそのあたりは築いていけないのかなと思っ

ているところでございまして、3年間でホップでございましたら、5年間でステップ・ジャンプを目指すような施設にしていきたいというのが私どもの思いでござ

いますので、一定こういった期間を賜りたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 多久和議員。

○7番（多久和桂子君） 確かに、雇用の部分とか人的安全性の部分を考えてなれば、5年という期間が今のところは理想的にふさわしいのかもしれないと思いますけれども、私はやっぱりまだ稼働して3年、そしてこれからさらにいいものにしていこうという状況の中で、事業としてのそのものの安全性のほうを重要視するほうが、私は大事かなと思います。

そういったときに、やっぱりもう三年待ってみて、それから新たに、焼却施設にしても啓発施設にしても、組合の方は日本で一番というような思いを持っているのであれば、そういうことはやっぱりもう三年我慢して待っていただいて考えていくほうが、安全性の面にとってはいいのかなとは思いますが、いかがですか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 先ほど、次長のほうからも御答弁させていただいているところなんですけれども、こちらの啓発施設を指定管理させるに当たりましては、その民間事業者のノウハウというものをどれだけ引き出せるかというところにかかってきておるのかなというふうな思いをいたしております。それにつきましては、一定ある程度の期間を設けてやるのが、ノウハウが出しやすい環境を与えるのではないかなというふうな思いをしております。

過去3年間やってきました実績については、組合のほうでも評価いたしております。そのやってきた実績を5年あれば、非常に効果をさらに高められる期間として、ノウハウを事業者のほうから出さすことができるというふうな思いを持たせていただきまして、5年という期間の設定のあり方をいたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 多久和議員。

○7番（多久和桂子君） 意見だけなんですけど、私はやっぱり一年一年、そのことを危機感を持って大事にしていくというほうがやりがいがあって、さらに力が湧いてくるんじゃないかなという思いがしてます。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 指定管理の、今ちょっと多久和議員のほうから意見が出ましたので、当局の答弁として、5年にした部分で雇用の部分と安定性の担保やというちょっと答弁がありましたので言わざるを得んなどと思っているんですが、雇用という部分でいけば、3年であろうと5年であろうと短期雇用ですよ。それこそ、本当に国の流れの部分で、指定管理制度を導入してきたという部分は理解で

きます。でも、始まって3年たって、今後またそれぞれの自治体も含めて指定管理者制度の募集をや
りかえていくという状況のときに、本当に雇用を守ったり、その技術を継承し育てていこうと思っ
たら、随分説明の中にはきっとギャップが出てくるはずなんです。

だから、そういう意味で私は、これからの自治体が指定管理者制度そのものをどうとらえていくの
かというのは、とても大きな問題やというふうに思ってるんです。人件費の中でも現場責任者の所長
は、年間800万円ですよ。あと、だから常勤スタッフとして5名で2,250万円というような
人件費ベースなんです。あとの方たちは、非常勤スタッフとして年間の人件費が出ている。交通費
については、常勤については月2万円、ガソリン代として出しているみたいなどころがあります。

それで、私は本当に啓発施設として、後からちょっと言おうと思ってたんですけども、今ちょっと
意見として出たので、そのあたりの部分は、やっぱり今までの随意契約というところのメリットと
デメリット、それから一般競争入札としてのメリットとデメリットの部分を、やっぱりしっかりと検
討してもらって、本当に指定管理者制度がいいのかどうかも含めて、ちょっとやっぱり議論はしてい
ただきたい。随契のいい部分もちろんありますよね。そして、一般競争入札のいい部分もある。そ
れをデメリットの部分をどうやり方を変えていったり担保をしていくことで防いでいけるのかとい
うところは、ぜひやっぱり十分検討をしていただきたいというふうに思います。

先ほどの暴力団対策の部分もそうなんです。結局、今の契約制度の中でいけば、前回の部分も、
先ほども言いました暴対が入ってやってきて、役員さんとして名前があったら、その企業としては契
約しないけれども、役員からおりてしまったらわからへんわけですよ。ほんなら、実際には働いては
る。でも、契約していくという状況が現実的に起こっていますので、そのあたりの部分も事実を押さ
えた上でという事実の押さえ方が薄っぺらかったら、事実を押さえようにも押さえられないとい
うことがありますので、ぜひそのところは、よりベターなもの、ベストなものを追及していただきたい。
これは意見で結構ですのでお願いします。

○議長（梶田忠勝君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（梶田忠勝君） 次に、日程第6、議案第5号、平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する当局の説明を求めます。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第5号、平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算について説明をいたします。

今回の補正は1回目で、焼却施設等管理運営業務委託ほか4件の業務委託について、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為を定めようとするものであります。

詳細につきましては、事務局長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第1回）について御説明をさせていただきます。

議5-2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、債務負担行為についてであります。

現在、国崎クリーンセンターの焼却施設並びにリサイクルプラザ4部門の運転管理につきましては、平成21年度から3年間の業務委託契約を締結しており、平成24年度には新たな契約により業務を委託する必要があります。このため、今年度中に契約ができるよう、表1にお示ししております5件の業務委託について、債務負担行為を定めようとするものであります。

まず、焼却施設等管理運営業務委託についてであります。

この業務委託は、焼却施設及びリサイクルプラザの維持管理業務や焼却施設の運転管理業務等を平成24年度から平成28年度の5年間の包括委託方式による業務委託として実施しようとするものであります。

限度額は、さきの議員総会で御説明いたしました、5年間の包括委託方式における組合の財政支出見込額6億3,360万9,000円から、リサイクルプラザにおける直営部門や業務委託4部門にかかる経費、事業者選定経費やモニタリング経費等を控除した額、5億4,585万1,000円に廃棄物処理量の変動による増減額及び物価変動による増減額を加算した額としようとするものであります。

ここで、資料7をごらんいただきたいと思います。

A3用紙の左側半分に、5年間包括委託方式による財政支出見込額の内訳をお示ししております。これは、包括委託を実施した場合の業務範囲の設定に基づきまして、VFM、財政削減効果を試算し

ました根拠となるものを、費用項目別に期間年次ごとに整理した表になっております。上の表が包括委託した場合の見込額を、下の表が対比される側の従来方式の見込額を示しております。

8月の議員総会で5年間の従来方式による費用は、約68億7,400万円と御説明しましたのは、下の表の一番右側最下段の68億7,364万8,000円のことでございます。また、一括委託した場合は、約68億3,400万円と御説明しましたのは、上の表の一番右側最下段の68億3,360万9,000円のことでございます。

今回、債務負担行為を設定しようとする54億8,585万1,000円に廃棄物処理量及び物価の変動による増減額を加算した額は、上の表の一番右側の下から2段目の金額に基づくもので、VFM試算対象の費用のうち、民間事業者の業務範囲に係るものの合計を意味しております。

例えば、1年目の列をごらんいただきたいと思います。事業主体、民間事業者の民間人件費が2億6,572万5,000円、物品・用役費が2億8,947万7,000円、そして点検・補修費が5億606万3,000円、計10億6,126万5,000円となっております。この値は、ページ右側の組合予算、債務負担行為の関係イメージ図で見ますと、棒グラフの一番右側のものにあらわされ、焼却施設等管理運営業務委託に係る債務負担行為の1年目分の基礎になるものでございます。

これとは別に、公共、つまり組合が別に実施する事業費として、リサイクル直営分の公共人件費、リサイクル4部門分の民間人件費、焼却残渣処分費や指定法人委託料など、その他の費用を加えた13億2,846万3,000円がVFM試算対象となり、真ん中の棒グラフにあらわされております。

さらに、施設管理課事務所の人件費や計量業務、環境影響調査委託料、啓発施設指定管理料などを加えたものが組合予算の衛生費に該当することとなり、一番左側の棒グラフにあらわすことができます。

さきの議員総会で御説明させていただきましたVFM試算対象費用は、焼却・溶融・リサイクル施設の運転に直接関係するものの合計金額で、債務負担行為額は、そのうちの焼却施設等管理運営業務として包括委託する部分を抜き出したものの合計額ということになることから、差異が生じているわけでございます。

組合予算の衛生費とVFM対象と包括委託のそれぞれの受け持ち範囲が異なることから、その経費に差が生じているイメージを補足説明させていただきました。

恐れ入りますが、5-2ページに戻っていただきたいと思います。

次に、リサイクルプラザの運転管理につきましては、これまでの3年間の業務委託契約と同じく、プラットホーム部門、大型・粗ごみ部門、選別部門、圧縮形成部門の4部門に分け、平成24年度から平成26年度の3年間の運転管理業務委託として実施しようとするものであります。

限度額は、これまでの4部門における業務委託の実績などを踏まえ設計を行い、プラットホーム部

門が6,982万5,000円、大型・粗ごみ部門が1億3,650万円、選別部門が1億3,492万5,000円、圧縮形成部門が6,961万5,000円としようとするものであります。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

黒田議員。

○9番（黒田美智君） 焼却施設については5年間、リサイクルプラザについては3年間というところで、なぜリサイクルプラザは3年間なのかというのが1点。

それから、債務負担行為なので、余り詳細の部分は聞けないと思っていますので、大枠の部分で教えていただけたらと思います。一つは、焼却施設の部分で、余りにも大きな額なので、なかなか想像ができない部分ですから、まさにここは適切に算段をしてこういう金額になりますというような答弁しかきくと返ってこないで、その中身の中で今後というところで、決算のときにも予算のときにも少し話題になりましたし、国のほうが灰溶融をつけなくても国が補助金を出すようになったので、新しい施設では焼却施設だけにして、灰溶融をつけていってない。今後、どのように変わっていくのかというところでは、溶融すると後の灰がうんと減るし、なかなか後の埋め立てについてもいいですよみたいな鳴り物入りでいったわけですが、なかなかその効果はちょっとしかないというような状況もあって、溶融をとめていく自治体がぼつぼつ出てきているというような中で、今のところ国崎クリーンセンターとしてはもちろん焼却も溶融もやっていきますよという状況に変わりはないことは理解していますが、5年という歳月の中で、国の動きであったりとかさまざまな状況のそれこそ社会的変動になったときに、この5年間の包括委託契約というのは、途中から灰溶融はやめますよみたいなことというのは、あったときには契約としてあり得るのかどうかというようなところをちょっとお聞かせください。その2点です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） まず、御質問の1点目の、契約期間に5年と3年があるけどなぜかという部分でございます。

焼却施設等の管理運営が5年で、リサイクルプラザの4部門が3年とした理由でございますけれども、まず理由の一つ目といたしましては、焼却施設とリサイクルとの契約期間をずらすことによりまして、引き継ぎでございますとか事務処理を一時に集中させない、そういうことによりまして、施設運営の安定化を図ろうとするものでございます。また、構成市町内企業等の活性化でございますとか、

複数年による効率的運営、またマンネリ化の防止という観点からも、リサイクルについては3年としたものでございます。

以上が1点目の答弁でございます。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 2点目の焼却施設の中で溶融施設を5年間の間、停止するようなことがあった場合、そういう状況の中で契約が結べますかという趣旨の御質問というふうに理解をしております。

答えから申しましたら、契約の仕方でございますので、できると思っております。そういうケースももちろん考慮した、さまざまなケースを考慮した、それからリスク分担として施設の運営ということの将来予想のリスクというものも加味した内容で、相手方とも折衝はすべきだというふうに思っておりますので、溶融をやめるという意味を申し上げてるのではなくて、そういうこともあり得るといふ想定を契約を結んでいかなければならないというふうには思っております。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 3年の部分、契約が一時に全部終わっちゃうと、確かに引き継ぎが大変やというのは理解できるんですけども、先ほども言いました、地域内業者の育成だとか、いろんな契約をするときはいろいろなことを言わはるわけですよ。でも、結局のところ3年でその仕事とれるかとられへんかわからへん。もちろん、運転管理業務ですから、一定の技術も要る部門があったり、もちろんすぐにできる作業もきつとあると思うんですが、そのあたりの部分も含めて、雇用を守るというのは、人数さえ守ればええというのではなくて、継続的に働いていていただけるような方たちをどう守っていくのかというところの立場と、先ほどおっしゃった活性化やマンネリ化の防止という言葉を本当に使い分けはるんですよ、行政はいつも。

だから、さっきも言いましたけど、いいところはやっぱり残していただく。働き続けられる方たちがおるとするのは、とても大事なことやし、その技術を継承していくということはとても大事なんです。だから、それを担保しながら契約の引き継ぎがうまいことって、マンネリ化の防止になるような手だてを企業の側にだけゆだねるのではなくて、契約する主体は施設組合側ですので、自治体としてやっぱりそこはちゃんとやってもらいたいし、万全の策を考えてもらいたい。これは要求で結構です。

それで、溶融の部分はわかります。やめるということではなく、とめるという部分もあるわけですから、それこそ今、局長がおっしゃったように、さまざまな状況を考えて委託契約を結んでいただくということが、とてもその言葉に尽きると思っておりますが、何かあったときに、いやいやこの5年間の委託契約の契約の中身によって、お金は払い続けなあかんねんやというようなことがないように、

灰溶融はかなり大きなお金を使っていますので、住民がここでとまったよねとか、ここでやっぱりさまざまな形でやめたよねというときに、必要なお金は使っていただかないかもしれませんが、必要でないお金は使わないような契約を結んでいただくような部分として、これもお願いをして、理解をする債務負担行為かなと思っていますので、意見で結構です。

○議長（梶田忠勝君） 平岡議員。

○10番（平岡 譲君） 1点だけお聞きします。

これから、平成21年度から契約終了ということで、複数年契約をまた結んでいかないかんとこの中の債務負担行為の限度額を定めるところでる説明があったわけなんですけれども、限度額を算定していく上で、今までの3年間の業務委託の実績というところをベースにこの限度額を定められたというような説明があったわけなんですけれども、歳入・歳出については予算のほうでやっていくべきだと思うんですけれども、限度額の定めについてちょっとお聞きしたいんですけれども、業務委託の3年間の実績ということで、いろいろ言いたいことはあるんですけども、まず、リサイクルプラザのほうでちょっと質問したいんです。

というのは、4部門ありまして、当初予定価格があって、それに対して入札がかけられた。落札金額は決まりました。その落札の金額というのが、いわゆる今までの実績というか、それに基づいて組まれたと思うんですけども、その部分で入札の実施に関する情報というところで拾って見たんですけども、プラットホーム部門、これについては限度額が6,982万5,000円という設定をされたというところで、もともとの予定価格が8,460万9,000円という予定価格を出されて、入札された額が6,285万円というところで、この辺の限度額については、少し余裕を持って正しいのかなというような感があります。大型・粗ごみ部門、これについては落札額が3年間で今までの実績でいきますと、8,880万円ですか。今回の限度額というのが1億3,650万円という、実績で見ればかなりちょっと開きがあるなというようなところでね。あるいは、3番目のリサイクルプラザの選別部門でいきますと、これも8,800万円が3年間の実績という形で出ておるんですけども、これについて1億3,492万5,000円。圧縮形成部門でいきますと、3年間の実績で5,869万5,600円というような入札額があって、これについても若干差があるなというのはあるんですけども、こういったところを踏まえての積算根拠というか、実績でもう少し足らなかったからこういうふうな形をとったのかというところを、具体的に説明できればしていただきたいと思っています。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） まず、議員の御質問の中にありました、過去の実績の契約額でございますが、プラットホーム部門では6,599万2,500円、3年間分ですけれども。大型・粗ごみ部門につきましては、9,324万円でございます。

それから、選別部門につきましては、9, 240万円、それから圧縮形成部門につきましては、6, 163万円が実績でございます。

今回の設計をいたしましたところにつきましては、これは設計の基本的な考え方でございまして、直接人件費、これは二つに分かれるんですけども、全般管理をする人件費と、実際の業務に携わる者の人件費という二つに分かれてございます。直接人件費に対しまして、直接物品費というものを加えまして、業務管理費ですとか技術経費というものを足したものが業務原価というものになりまして、それに一般管理費、これはいわゆる利益部分になろうかと思っておりますけども、を足したものが業務価格ということになりまして、それで限度額を導き出しておるという導き方でございます。

個々の導きに対します人件費の人数ですとか単価というのは、基本的には公開をしておりませんで、金抜き設計書というものを入札する際には業者のほうに配りまして、体系がこうですよと、これに対してこの業務に必要な人数を自分で決めて、自分で単価を設けて積算しなさいという結果でもって入札に臨んでもらいます。

したがって、ちょっと設計の詳しい中身につきましては、ここでは少し差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 平岡議員。

○10番（平岡 譲君） とても詳しい説明ありがとうございました。

入札額ですよ。3年間で入札額がこんだけですよということで、それで業者が選定されるということはわかるんですけども、実際その3年間でかかった実費については、少しオンになっているという状況で、今の説明の中ではとれるんですけど。例えば、プラットホーム部門ですか、これは実際、落札額では6, 285万円なんですけども、実際3年間で6, 500万円という、今回回答があったんですけども、この開きというのは単年度予算で決めていくものなのか、3年間でびしっと決められるものなのか。追加で予算というのは、3年間であり得るという話でとらえていいんですかね。その辺のところ、ちょっと具体的に教えてほしいんですけど。

言っている意味わかりませんか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 私ども、契約額は単年、単年の決算額を、この23年度はまだ決算額出ておりませんが、足した金額になるはずでございます。消費税をお出しされていないのかな、ちょっとそんなふうに思いますが。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 平岡議員。

○10番（平岡 譲君） わかりました。すいません、ありがとうございます。

それだったらいいんですけども、その辺が少し開きがあったんでちょっとお聞きしたんですけども。

ちょっとさっきの説明の中でリサイクルプラザの大型・粗ごみ部門については、9,324万円、選別部門については、これも九千何百万円というような値が出てたんですけども、1億3,000万円以上なんで、両方ともね。これの開きというのは、実績に応じた決め方として正しいのかどうか。かなり開きあると思うんですけど。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 設計の考え方だと思っております。要は、この4部門を事業として委託する場合に、何人必要なのかというものを、私どもではこの実績をもとに考えております。前回の設計をした内容からは、当然変更いたしております。単価も実は変動いたしております。平成20年度に入札したときの単価と今の単価は違います。その必要人数に単価を掛けまして、直接人件費を求めるという格好になりますので、後はそういう必要な経費から、入札をされる民間事業者がどれだけ経営面で努力をされるのかというところが、単価というふうなところ、あるいは一般管理費、利潤のところ反映してくるのかなと。

前は、そういうところでおおむね4社平均しますと80%程度の努力結果が入札結果で見られたと。今回、それが何%になるかはわかりませんが、ある程度は出てくるものというふうに見込んでおります。

○議長（梶田忠勝君） 平岡議員。

○10番（平岡 譲君） そういうことなのでしょうけれども、余り予算のときに言えばいいのかなというのがあるんですが。

9,000万円から1億3,600万円という、3年間でいろんな単価が上がってきたと。必要人員についても変わってくるというところで、組合のほう判断されたかなというのはわかるんですけども、かなりの開きがあるなという部分があるので、限度額を定めるということなんで、これ以上申しませんけれども、後はどれだけ入札時に応募される事業者さんたちがどういうふう努力して決まってくるのかなというのがあるんですけども、経費削減というところについては、必要ところはやっぱり必要に、それは仕方がないことなんですけども、きちっと精査していただいて、今後に取り組んでいただきますように、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

黒田議員。

○9番（黒田美智君） 債務負担行為ですので、議案に反対するものではありません。でも、細かい部分については、契約前なのでなかなか言えないので、大枠の部分でなんですけど、今、局長のほうからも設計の考え方というのが出されました。この間、予算・決算の中でもですし、一般質問の中でも具体的な数字を持って質問をさせていただいたり、意見を言わせていただいているように、施設組合としての設計の考え方というのと、企業の経営面の努力というところが、とても乖離があると困るという部分。

でも、企業としてはもうけることが主ですので、そのあたりでのいわゆる工夫の仕方という言葉になっていくわけですが、今もおっしゃったように直接人件費の問題であるとか一般管理費、これが企業の利益になるわけですし、その詳細な部分でいけば、人件費でいえば単価表なんかが出されるわけですね。

ですから、企業の努力ということではなくて、施設組合側の設計のあり方、何人必要であるのか。お一人につきどのような給料の支払いが要するのかみたいなことも含めて、ぜひ余りにも乖離がないような契約のあり方を担保していただきたい。その後についても、点検・管理・指導はしていただきたい。そのことを踏まえて、ぜひ募集も応募も、そして委託契約も結んでいただきたいというふうにも、本当にこのことは切にお願いをしたいと思いますし、そこで働いておられる方の雇用という点では、ぜひどういう担保のあり方がいいのかということについても、これから委託されていくわけですから、ぜひいろんな思いを組合として述べていただいて、契約をしていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。要望で結構です。

○議長（梶田忠勝君） 御意見でよろしいですか。

○9番（黒田美智君） はい。

○議長（梶田忠勝君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

終わりに際しまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方の御精励に対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、心から御礼を申し上げる

ところでございます。

本臨時会におきましては、副議長選挙に加え、国崎クリーンセンター啓発施設の指定管理者の指定、並びに平成23年度補正予算につきまして御審議をいただく議会であり、いずれも原案どおり可決を得まして、本日の閉会の運びとなりましたことにつきましては、組合運営のことについて、まことに同慶にたえないところでございます。

そしてまた、本議会で副議長に御就任になりました下坊副議長に対しまして、心よりお祝いを申し上げるところでございます。今後とも、どうぞ御活躍をすることを期待を申し上げるところでございます。

終わりに臨みまして、議員の皆様におかれましては、今後も健康に御留意をいただきまして、組合のさらなる発展のため、ますます御活躍されることを心より祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（梶田忠勝君） 第3回組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本臨時会は、副議長選挙、国崎クリーンセンター啓発施設の指定管理者の指定、並びに平成23年度補正予算を審議いたしました。議員各位の御精励によりまして、ただいま閉会を宣言できますことは、まことに喜ばしい限りでございます。

議員各位の御精励と理事者各位の御協力に深く敬意を表するものであります。

議員各位におかれましては、この上とも十分に御自愛くださいますようお願いしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

○議長（梶田忠勝君） それでは、これもちまして平成23年第3回臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会 午前11時45分

+

+

+

+

+



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年10月24日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

議 長 梶 田 忠 勝

第 1 日

久 保 義 孝

会議録署名議員

同 谷 義 樹